

# 国家公務員制度改革基本法に基づく改革の工程表

平成20年  
6月13日

平成20年  
7月11日

法律の施行後  
1年以内を目途

法律の施行後  
3年以内を目途

法律の施行後  
5年以内を目途

基本法公布施行

国家公務員制度改革  
推進本部の設置

内閣人事局の設置

・必要な法制上の措置【一元管理等】  
(内閣法等)

- ・「国家戦略スタッフ」「政務スタッフ」の導入(内閣法、行組法等)
  - ・「幹部職員」「管理職員」を対象とする新たな制度の創設(国公法等)
  - ・キャリア制度の廃止(幹部候補育成課程、試験制度改革)(国公法等)
  - ・政官接触に関する記録の管理、情報公開等のために必要な措置の導入
  - ・定年まで勤務できる環境整備・定年延長の検討
  - ・協約締結権(国公法等)
- 等

法制上の措置(内閣人事局以外)

その他必要な措置